

省エネ法（荷主制度）

エネルギー使用量の「算定ツール」

パイロット版の提供と意見募集について

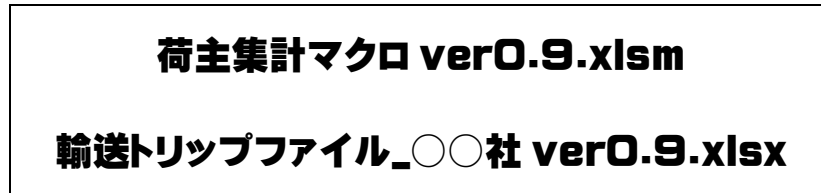
平素より「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（以下「省エネ法」という）」に基づく、エネルギー政策にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

平成18年から施行された省エネ法において、一定規模以上の荷主がエネルギー使用量を国に報告することが義務づけられました。荷主として省エネを進める上でエネルギー使用量を把握することは重要であり、そのために貨物輸送事業者との情報連携等が必要であると考えます。令和4年3月には「貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法（以降「算定告示」という）」が改正され改良トンキロ法等の算定法においても貨物自動車の燃費向上の評価が可能となりました。

この度、荷主と貨物輸送事業者の情報連携を促進と算定告示の改正を踏まえ、省エネルギー課より定期報告においてもご活用いただくことを想定した情報連携のための算定ツール（パイロット版 ver0.9）を提供すると共に、その使い勝手の課題等について以下のとおり意見募集をさせていただきます。

1. ご案内資料一覧

① 算定ツール（パイロット版）



② 算定ツール利用マニュアル（パイロット版）.pdf

③ 意見（様式）.xlsx

2. ご意見提出方法

「算定ツール（パイロット版）に関するご意見.xlsx」にご記入の上、期限までに「4. 連絡先・ご意見提出先」メールにて提出願います。提出いただきまいたご意見については必要に応じて公表しますが、個人に関する情報であって特定の個人が識別し得る既述がある場合及び法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただくこともあります。なお、ご意見に対する個別の回答はいたしかねますのでご了承ください。

ご意見募集期間：2022年7月31日まで

3. その他参考資料

◇ 輸送トリップファイル（記入例A）.xlsx

◇ 輸送トリップファイル（記入例B）.xlsx

◇ 荷主集計マクロ ver0.9（記入例AB集計済みファイル）.xlsm

◇ 貨物輸送事業者に行わせる貨物の輸送に係るエネルギーの使用量の算定の方法（算定告示）

4. 連絡先

- ・ご意見提出先

担当者：資源エネルギー庁省エネルギー課 井出、吉野、浅沼

メールアドレス：bzl-shouene-ninushi@meti.go.jp

- ・ツールの使い方に関する質問等

省エネ法コールセンター

URL：<https://www.eccj.or.jp/helpdesk/>

以上